

大阪難波付近の繁華街に集まる若者に関するアンケートについての連携協定書

大阪市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 DxP（以下「乙」という。）は、次のとおり大阪難波付近の繁華街に集まる若者に関するアンケートについての連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大阪難波にある「ユースセンター」に集まる若者に対するアンケート調査を乙が実施し、そのアンケート結果を甲に対して共有することで、道頓堀川の戎橋近くにある「グリコ」看板下を含む繁華街に集まる若者の属性や背景を知り、甲乙双方で最適な支援方法を模索することを目的とする。

（連携及び協力の内容、役割分担）

第2条 乙はアンケート調査項目の設計・実施・基礎データの生成・集計・分析にかかる調査運営の責任を負う。また、乙は、調査実施にあたり調査対象者への二次被害予防を最優先し、個人の尊厳を守ることに責を負う。

2 乙は甲に対し、アンケート集計結果と分析結果を速やかに提供する。

3 甲乙はアンケート調査結果の公表にあたって協働で取り組むものとする。

4 甲は、調査結果の利用および公表にあたり調査対象者への二次被害予防に努めるものとし、個人の尊厳を守ることに責を負う。

（調査の帰属及び公表）

第3条 本調査を実施することで得られた知的財産権及び調査結果に係る一切の権利は乙に帰属するものとし、結果の公表は乙のウェブサイト等で行うものとする。ただし、結果の公表にあたり乙が記者会見を実施する場合は、甲と事前に共有・確認を行い、双方同意の上で行うものとする。

2 甲が、乙から提供されたアンケート集計・分析結果を公表するにあたっては、乙と事前に共有・確認を行い、双方の同意の上で行うものとする。

（本件調査遂行中の事故）

第4条 乙はアンケート調査実施中に事故等が発生した場合、その一切の責任を負うものとし、甲に影響を及ぼさないものとする。

（情報保護）

第5条 甲及び乙は、連携及び協力にあたり知り得た秘密について、事前に当該情報の関係する者それぞれの同意を得ずに第三者に提供し、又は漏えいしてはならない。

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

(期間終了後および協定解除後の効力)

第7条 本協定期間終了後も、第3条(調査の帰属及び公表)、第5条(情報保護)に定めた項目はその効力を有するものとする。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙ともに誠意をもって、甲乙協議し、善処するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名・捺印の上、各1通を保有する。

令和6年9月6日

甲 大阪市北区中之島1-3-20
大阪市 福祉局長
坂田 洋一

乙 大阪府中央区天満橋京町1-27 ファラン天満橋33号室
特定非営利活動法人 DxP 理事長
今井 紀明